

特別支援教育（小・中）

障がいについての基本的な理解のもとに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる基礎的環境整備の充実を図る。また、本人・保護者との合意形成のもと合理的配慮を提供し、児童生徒一人一人に対して、充実した指導・支援を行う。

指導の重点	努 力 事 項
《学校全体》	
<p>1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 管理職のリーダーシップのもと、児童生徒の実態を学習面や生活面など多面的に把握し、全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援に当たる。</p> <p>(2) 校内研修の実施や外部の研修会へ積極的に参加し、全教職員の特別支援教育に関する基本的な知識・技能の向上を図る。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会やケース会議を開催し、支援の必要な児童生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、実践、評価、改善を行う。 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校に設置した地域支援センターや教育支援アドバイザーの活用を図る。</p> <p>(4) 障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習を組織的・計画的に行い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。その際、教育課程に位置付けるとともに、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合わせた合理的配慮を提供し、各教科等の目標が達成できるように努める。</p> <p>(5) 学校だよりや保護者会等を活用し、継続して家庭や地域に特別支援教育の理解啓発を図る。</p>
<p>2 児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行う。</p> <p>(2) 一貫した指導・支援を行うために、本人・保護者との合意形成により合理的配慮を提供するとともに、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、活用を図る。</p> <p>(3) 学びの場の連続性を重視した対応として、知的障がいのある子どものための各教科等の目標や内容を、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理し、就学前機関や学校間とのつながりに留意する。</p>
《通常の学級》	
<p>1 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職等の校内資源を十分に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握する。さらに、支援や配慮の必要な児童生徒については、「個別の教育支援計画」の作成・活用に努める。</p> <p>(2) 入学時や進級・進学時の引継ぎや関係機関との連携において「個別の教育支援計画」を活用する。</p>
<p>2 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。</p>	<p>(1) 前述の小・中学校の教育内容を十分に踏まえるとともに、「個別の教育支援計画」に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする児童生徒一人一人へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。</p> <p>(2) 「個別の教育支援計画」や各教科等の年間指導計画を基に、「個別の指導計画」を作成・活用し、日々の指導・支援にあたる。</p> <p>(3) 落ち着いた教室環境の整備や児童生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し実践する。</p>

《特別支援学級・通級による指導》

- | | |
|--|---|
| <p>1 児童生徒一人一人の障がいの状態に応じて、適切な教育課程を編成する。</p> | <p>(1) 原則的には小・中学校の通常の教育課程に準ずるが、特に必要がある場合「学校教育法施行規則第138条」の規定に基づき、児童生徒の障がいの状態に応じて、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成し、児童生徒一人一人のもてる力を最大限に伸長できるように努める。</p> |
| <p>2 児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、目標を立て、課題を明確にして年間指導計画を作成・改善する。</p> | <p>(1) 年間指導計画は、児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「小・中学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒一人一人の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、生活経験や興味・関心、各教科等で学習してきた内容や学習の程度等について十分に実態把握を行い作成する。</p> <p>(3) 学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるように自立活動の充実に努める。</p> |
| <p>3 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、社会的・職業的自立に向けた教育活動を展開し、授業の充実に努める。</p> | <p>(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、交流学級担当教員等の複数の教職員により、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用する。</p> <p>(2) 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立を見据え、長期・短期の指導のねらいや方針を明確にして、必要な資質が養われるようにキャリア教育の充実に努める。</p> <p>(3) ① 特別支援学級では、通常の学級との積極的な交流及び共同学習を推進し、集団活動の場を計画的、継続的に確保する。実施に当たっては、交流及び共同学習におけるねらいを明確にして、「個別の教育支援計画」に明記された合理的配慮を提供するとともに学びの充実に努める。</p> <p>② 通級による指導では、「個別の教育支援計画」「個別の指導の指導計画」等を活用して、児童生徒の在籍学校・学級の教職員と連携し、積極的に情報を共有する。通級による指導での学習内容と関連を図ることにより、在籍学級における指導の効果を一層高めるようにする。</p> <p>(4) 特別支援学校に設置した地域支援センターや教育支援アドバイザーを積極的に活用し、特別支援学級や通級による指導における個に応じた指導・支援の充実に努める。</p> |
| <p>4 指導と評価の一体化を図る。</p> | <p>(1) 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 各教科等の指導に当たっては、「個別の指導計画」に基づいて行われた学習状況を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるように努める。</p> |